

結ぶ 創る 育む

第23号

2015 夏号 「阪事務所 ヒ **オ ナ**- フ 汁- ?

あすなろ法律事務所

〒541 0054 大阪市中央区南本町1 丁目4番10号 StoRK ビル4階 Phone 06-6268-5070 Fax 06-6268-5071 http://www.asunaro-l.gr.jp

奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

〒894-0026 鹿児島県奄美市名瀬港町22-23 Phone 0997-57-6211 Fax 0997-57-6217



提携しているみのり税理士法人が主催されたセミナーで、国税庁長官をされた大武健一郎さんの講演を聴く機会がありました。退官後、ベトナムとの交流に尽力されている方で、日本とベトナムの比較や交流の歴史について幅広く語られましたが、その中で、ベトナム人は「70年から100年に1度必ず戦争が起こる」と言っているという話をされました。その理由は、70年経つと実際に戦争を戦った人がほとんど亡くなり、戦争の本当の苦しみや悲惨さをわからなくなってしまうこと、実際に戦った世代から三代が交代し、権力構造が硬直化し、権力を握った人の子孫が優秀でないにもかかわらず、権力と富を独占し、格差が拡大した結果、貧しいけれども優秀な青年に不満が鬱積する、その不満解消に対外戦争を起こすことにあるとのことでした。

引用がいささか長くなりましたが、今年は敗戦後70年目にあたります。集団的自衛権に関する憲法解釈を変更する安保法制に関して、国会で激論がたたかわされています。日本国憲法に関しても様々な議論がなされています。現代を生きる私達は、日本国憲法が、実際に戦争を経験した当時の国民が、国内外に多くの惨禍と犠牲をもたらした先の大戦の深刻な反省のもとに選びとったものであることを想起すべきではないでしょうか。実質的に憲法を改正するような法制を性急に成立させることにより、我が国が針路を誤ることは決してあってはならないと思います。

弁護士法人 あすなろ

あすなる法律事務所 弁護士津田浩克 弁護士池田直樹 弁護士岩本 朗 弁護士原 正和 弁護士石飛優子 弁護士室谷悠子 弁護士増田浩之 弁護士齊藤優摩 弁護士杉田峻介 弁護士平林佳江子 客員弁護士 大櫛和雄

弁護士法人 あすなろ 奄美支所 奄美 あすなろ法律事務所 弁護士正込健一朗/事務局一同

Topics

太陽光発電施設の広がりと法律問題 ―太陽光パネルの設置にあたっての留意点―



杉田 峻介

1. はじめに

再生可能エネルギーの固定価格買取制度ができたこと で、自然エネルギー発電への取り組みが全国で進んでい ます。特に太陽光発電は、規模の大小を問わず設置でき ることもあり、住宅や工場の屋根、遊休土地への設置な どが爆発的に広がり、自然エネルギー発電量の増加に大 きく貢献しています。

その一方で、太陽光パネルの設置に関連して法的な問 題が起きることもあります。

2. 太陽光パネルの設置と諸問題

― 住宅地において

まず、都市部での問題として、住宅等の屋根にパネル を設置した場合、太陽光がパネルに反射して、その光が 近隣の建物に当たる(部屋等に差し込む)場合があります。 実際に、地方裁判所の裁判例ではありますが、反射光に より近隣建物の住民(原告)が室内で作業をできなくなっ たなどとして、設置を行った事業者(被告)に対し、パネ ルの撤去と慰謝料等の支払を命じた事例もあります。

また、落雪による危険も存在します。太陽光パネルは 表面が平滑なので、雪が降って積もった場合、普通の屋 根の場合よりも勢いがついて雪が遠くに落下する傾向に あります。そのため、落雪対策が不十分だと、予想外に 遠くに雪が落下し、道を通行する人に当たったり駐車さ れている車を損傷したりして、建物(及びパネル)の所有 者(占有者)として「工作物責任」を問われる可能性があ るのです。

これらは「設置した側」が問題とされる例ですが、それ とは異なるパターンの問題も存在します。住宅等に太陽 光パネルを設置して発電を行っていたところ、横に高い マンションが建って、時間帯によってはパネルに日があ たらなくなり、発電量が減少してしまったというような場 合はどうでしょうか。実際にそのような問題が起き、パネ ル設置者側がマンション建設販売会社に損害賠償を請求 した事例がありますが、この裁判では、発電量の減少に よる被害は「受忍限度」を超えないとして請求が棄却され たようです(ただし、会社側が一定額の補償は行ってい たようです)。

3. その他の問題の例

近時は、他人から工場やビル等の「屋根」を賃借してそ こにパネルを設置し、発電を行って収入を得るという「屋 根貸し」という方式も注目されています。しかし現行法 上、「屋根」の賃貸借には借地借家法の適用がないの で、「対抗要件」を備えられず、建物(=屋根を含む)の 所有者が変動したときに新所有者からパネルの撤去を主 張されるなどのリスクがあるとされます。これは、法制度 上の限界の例です。

ほか、住宅地以外でも、メガソーラーなど規模の大き い発電施設をめぐって、「良好な景観が破壊される」とし て景勝地の近隣地域での建設が問題とされることも増え ています。自治体が一定の区域で発電施設の設置を事実 上規制する条例を制定する例も出てきているところです。

4. 最後に

以上、太陽光パネルの設置をめぐる法的な問題の例を ご紹介しましたが、太陽光発電設備の設置自体は今後ま すます推進されるべきものです。最近では、技術面では 建物外壁に設置できるようなパネルも開発されています し、制度面では、農地を活用したパネル設置などについ

> ても規制緩和の動きがあり、今後の取り組 みが期待されます。

太陽光パネルの設置にあたっては、設 置しようとする場所の周辺環境にも留意し つつ、信頼できる事業者に相談・依頼の 上で設置を行うことが大切ではないかと思 われます。設置をめぐる法的なリスク管理 については、弁護士もアドバイザーになる ことができると考えられるところです。

あすなろニュース

●今年も奄美のマラソンに出場

今年も、2月1 日に奄美大島で開 催された「奄美観 光桜マラソン」に、 津田·池田·岩本· 下込・増田・齊藤・ 杉田・平林各弁護 士、奄美事務所事 務局の井川・出村



が出場しました。今回は、事務所のTシャツを作って皆それ を着て走りましたが、初出場の平林弁護士が女子5キロコー スで4位に入賞を果たしました。

来年も上位入賞を目指していきたいところです。

●中学生の職場訪問を受け入れました

最近、小中学校や高校で、職場訪問や職業体験を取り入れ る取り組みが広がりつつありますが、杉田弁護士が関わって いる教育系NPOを通じての依頼で、2月13日に、大阪市立柴 島中学校1年の生徒さん6名の職場訪問を受け入れました。当 日は、弁護士や事務局から話をしたり、大阪地裁に裁判傍聴 に行ったりして、弁護士事務所の仕事を学んでもらいました。

●TSBネットワークでセミナーを開催

あすなろ法律事務所が加 盟している士業ネットワー ク[TSBネットワーク]では、 いま若手を中心に積極的に 情報交換を行っています。

TSBネットワークでは、 新しい取り組みの第1弾と して、6月13日、富田林市 において、「知ってて得す る!相続対策の基礎」とい う相続に関するセミナーを 開催しました。当事務所か らは岩本弁護士・増田弁護 士が、遺言や相続について の講演を行いました。



初めての試みで参加人数こそ多くなかったものの、参加さ れた方は非常に熱心に話を聞いておられ、手ごたえがありま した。セミナーは、今後も定期的に開催していく予定です。

●経営革新等支援認定機関に認定

7月2日、中小企業経営力強化支援法にもとづき、あすなろ 法律事務所は、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行 う[経営革新等支援機関]として国から認定を受けました。 当事務所は、これまでも中小企業の経営改善・支援業務を行っ てきましたが、今後より高い専門性を発揮していく予定です。



奄美あすなろだより



弁護士 正 込 健一朗

奄美に来て早いものでもう6年目になりま す。毎年恒例の舟漕ぎ大会に向けての練習も 始まりました。いよいよ夏も本番です。

奄美でこの仕事をしていると、奄美の良い面 も悪い面も見えてくるものですが、今回は、 契約について書いてみたいと思います。日本 自体が欧米と比べて契約文化が未発達だとは 言われますが、奄美ではもっと契約文化が発 達していません。これは二つのことに現れま す。一つは、契約しても契約書を作成しない ということ。もう一つは逆に、契約書を作成 してもそれに拘束される意識が低いというこ

お金の貸し借り(金銭消費貸借契約)にして も、家の貸し借り(賃貸借契約)にしても、契 約書が作成されていないことがままあります。 相談に来られて、契約書はありますかという と、「ありません。でも周囲の人はみんな知っ ています。」というのがよくある流れです。周 囲の人が知っているから契約書なんてなくて も大丈夫という発想なのでしょうが、相手が 否認したとき、周囲の人の証言だけで立証す るのはなかなかに困難です。

もう一つのケースは、「相手からお金を請求 されている」、ということで相談に来られた場 合で、幾ら請求されているのですかと聞くと、 自身が署名押印した和解書を拡げ、「これだけ です」という展開。請求されているのみならず、 請求を認めてしまっている訳です。何で、和 解書に署名押印する前に相談に来られなかっ たのかととても残念に思います。

法曹三者で話をしたときも、この傾向は話題 になりまして、ある裁判官は、処分証書があっ ても信用できないんですねと、驚かれていま

おそらく、人のつながりが強く、周辺の人は 皆顔と名前が一致するという背景がこのよう な契約軽視の傾向に繋がるのでしょう。しか し、奄美においても、自分の権利を守るため に契約文化がある程度発達することが、望ま しいでしょう。日常業務を通じて、そのこと に少しでも気づいてもらえるよう努力してい きたいと思います。



弁護十 津田浩克

山の魅力に目覚める

(上) 様、暑中お見舞い申し上げます。 忙しさに紛れて運動を怠った影響 で、身体がピリッとせず、気分もすぐれ ない日々が続いていました。

友人の一言をきっかけに、近くの里山 を散策する機会がありました。汗をかき ながら、川のせせらぎや樹々を渡る風の 音、野鳥の囀りに耳をすませていると雑

念が消えていきます。この散策の後、660m、1010m、1030mと 里山を独りで登るようになりました。私に合っているのでしょう。 山行きが待ち遠しい毎日です。秋に2000m級の山に登ることを 目標に、足腰を鍛えています。兵庫県や岡山県の県別山ガイドの 本を見ながら、どの山に登ろうかと思案するのも就寝前の楽しみ になりました。

皆様も、暑さ厳しき折柄、くれぐれもご自愛ください。



弁護士 正込健一朗

半歩遅れの新刊案内

● 回は、『子どもの難問』(中央公論社、 2013) をご紹介します。「死んだらど うなるの?」、「過去はどこに行っちゃっ たの?」などの子どもっぽい率直な疑問 を名うての哲学者たちにぶつけるという 企画自体がとても挑戦的でワクワクしま すね。紙幅の制限から、回答が物足りない 部分もありますが、そこはそれ。気になっ

たら、回答者の著作に手を伸ばせば良いのです。個人的にお気に 入りは、「哲学者って何する人なの?」という問いに対する戸田山 和久の「フライング気味の思考の長距離ランナー」という回答。同 じ問いに対して入不二基義は「穴」掘りの比喩で答えていますが これも良い喩えです。いずれにせよ哲学とは、「前に進め」という 圧力に対して、立ち止まることを求める営みなのです。



弁護士 杉田峻介

徳島県上勝町に行きました

境への取り組みの関係で、5月末 に、徳島県上勝町に視察に行きま した。

「葉っぱビジネス」で有名な上勝町で すが、環境・コミュニティの面でも様々 な取り組みをされています。町内には、 NPOが管理するごみステーションがあ り非常に高いリサイクル率を実現して

いるだけでなく、併設されている施設では、地域の方がこいのぼ りをリメイクして鞄や小物などを作る工房などもあって驚きま した。他にも様々なものを見て、お話をお聞きできました。

印象的だったのは、町の高齢化が進む中で若者を積極的に呼 び込んでおられ、実際に移住して来られた若い人が、町内でカ フェを始めたり、NPOで活動されたりしていることです。全国的 に山間部の過疎高齢化問題が進行していますが、そういった方々 が、現状を変えていくキーマンになっていくのだと思います。私 も、中山間地域の問題にも関わっていきたいと感じるところです。

暑中潟思舞い申し上げます



弁護十 池田直樹

認知障害犬の

飯を食べたばかりなのに食べていな いと騒ぐ。昼間は寝てばかりいるの に、深夜や早朝に動き出す。ただし食欲だ けは旺盛。庭の赤く熟したトマトを、緑の 棚から食べごろのキュウリを、要は「えー もの」だけを掠め取る。「獲物」は「上手」 に「ヘタ」まで食べつくす。「害」はもはや 「芸」の域に達している。

とはいえ、散歩後は玄関の石段で立ちすくむ。撫でると喉の腫 瘍がはっきりとわかる。末娘の1歳「姉」として、3人きょうだいのす き間 (ニッチ) に入り込んで15年間、気ままに生きてきたビーグル 犬ユイ。ほら、秋キュウリも植えたから、夏を乗り切れよ。いるだけ で、ユイ、お前は「有意」で「結」で「唯」なのだから。そして故郷の 老親を大切にしようと思わせてくれるから。



弁護士 石飛優子

通勤時間の使い方

のお母さんたちがみなそうである ように、私も子供が生まれてから、 自分の時間が一切持てなくなりました。 それまで勝手気ままに生活してきた私に とって、これはなかなかキツイことでし た。

そんな中で、毎日の通勤時間は私が唯一1 人で、自分のために使える時間になりま

した。小説を読んだり、好きな音楽を聴いたり、考え事をした り・・・これまで苦痛で退屈だった通勤時間は、今の私にとって ストレスを発散し、リラックスできる貴重な時間になっています。 ゆっくり映画が見たい、ひとりで買い物がしたい、おしゃれなお 店でお酒が飲みたい・・・まだまだできないことは多いですが、 もう少しの間、通勤時間のリラックスで我慢しようと思います。



弁護士 齊藤優摩

今更ですが…

を今更と言われそうですが、海外ド ラマにはまってしまいました。大学 生ぐらいのころに一度どっぷりはまっ ていたのですが(その頃は[HEROES] (検事ではありません。) などをず~っと 見ていました。)、その熱が蘇ってしまい ました。そのせいで、ここ最近寝不足気 味な毎日でしたが。

海外ドラマを見だしたのは家のテレビに[Hulu]を入れたことが きっかけです。[Hulu]とは、月1000円ぐらいで、映画やらドラマやら アニメやらなんでも見放題になる動画配信サービスのことです。こ れが非常に便利で、ボタン一つですぐに見られるので、お店でレン タルすることがばからしくなってきます。

さて、最近見ていたのは「Lost」(これも何を今更と言われそうで すが。)という海外ドラマで、これは、ある島に飛行機が墜落して、そ の不思議な島での生存者たちの人間模様を描くドラマです(賛否両 論別れる結末ですが)。私的には非常に楽しかったので、みなさんも 一度見てみてはいかがでしょうか。



弁護士 岩本朗

大坂の陣

争年は大坂の陣から400年ということで、大阪市内では 5月に歴史博物館で発掘展を観る

機会がありましたが、栄華を誇った豊臣時代の大坂が灰塵 に帰したことを示す多くの遺物に驚かされました。私が住 む堺も焼け野原になり、徳川幕府により都市が再建されま した。大坂の陣は日本史上最大の市街戦とも言われ、女性 や子どもを含む多くの非戦闘員が犠牲になったようです。 東京に強い対抗心を持つ大阪人気質の深層には、踏みに



様々なイベントが開催されていま す。私たちの事務所の近くにある 本町橋は冬の陣の激戦地のひと つであり、城方が局地的に大勝利 を収めた史実が伝わっています。

じられた都市の悲劇の記憶があるのかもしれません。



弁護士 室谷悠子

れてしまいました。

ところが最近、五感での知覚を契機に古い記憶が蘇るという 体験を何度かし、18歳の私には「失われた時」が(ほとんど)な かったのだということに気がつきました。若いって最強ですね。

年を重ねないとわからないこともあるとちょっと謙虚になり、 プルーストの小説は「時間ができたら読む本」(岩波文庫で14 巻!)のリストに入れ直しました。



弁護士 平林佳江子

ゴキブリと人間

で に
に
突然現れる、
長い
触角と
テカテカ 光った体をもつ黒茶色の生物、ゴキ ブリ。先日も、夜中に出くわし、思わず 「ギャッ」という声を出してしまいました。 突然の出没に驚きつつも、ゴキブリを 見ると亡くなった祖母の言葉を思い出 します。祖母は元気だった頃、ゴキブリ

れた時を求めて』は、主人公が紅茶に

思い出すところから物語が始まります。私

は、大学入試でこの有名な冒頭と出会いま

したが、賢い人が小難しいことを言ってい

るとしか思えず、20世紀を代表する作家の

小説を「読まなくていい本」のリストに入

を見て「キャー」と言う私に対し、呆れたようにこう言いました。 「ゴキブリなんか何も怖いことあらへん。人間の方がよっぽど怖 い。」

ゴキブリは、戦争をして他の命を奪ったりしないし、核兵器を 保持することも使うこともない。戦争を経験した祖母にはそんな 思いがあったのだと思います。

今年は戦後70年。いつか、「人間よりゴキブリの方が怖い」と 言える時が来るのでしょうか。



弁護士 原正和

近況のご報告

年の6月に公職選挙法が改正され、実に70年 ぶりに、選挙権を持てる年齢が、これまでの20 歳から18歳に引き下げられました。私は、縁があり、 現在、高校生に民主主義や選挙の意味、若者が投票 に行くことの大事さなどを伝えるまちづくり活動に 参加しております。選挙権は持っているだけでは意 味がなく、しかもただ単に投票するのではなくてよ く考えて投票することが大事であるということを、

どのように話せば高校生によく理解してもらえるかを、仲間たちと工夫しつ つ、高校回りをしています。先日は、ある高校で1年生の生徒約280人の前で 授業をさせてもらいました。高校生の皆さんが興味を示してくれ、多くの生 徒たちが「とても良かった」、「将来投票に行きたいと思う」とアンケートに 書いてくれていたのを見たときは感動しました。忙しい中でも、目先のこと や自分のことばかりをするのではなく、未来を見据えた地域貢献活動をする ことの大切さをあらためて感じた次第です。また、話は変わりますが、この度、 ある上場企業の社外取締役に就任させて頂きました。これまでは個別の紛 争や相談案件で会社の側に立ってアドバイスや代理人活動をしてきました が、これからは、それだけではなく、「社外」ではあるものの会社の内部に 入っての業務にも励みたいと考えております。



弁護士 増田浩之

アメフトWC

現 在、アメリカンフットボールのワール ドカップがアメリカ合衆国オハイオ 州カントンで開催されています。同大会は、 1999年から4年に1度開催されており、実 は日本はこれまでに2回優勝しています。 高校時代アメフトをしていた私にとって、 これほど熱狂的な行事はないのですが、 如何せん未だマイナースポーツのため、

テレビで放送されることはありません。しかし、今大会は、アメリカ の専用WEBサイトで、ストリーミング中継で見られるようです。リ アルタイムでスタッツも見られるとのこと。つくづく便利な時代に なりました。これを通じてもっと多くの方にアメフトの面白さが伝 わればと願っています。 *本稿執筆時(7月10日)



客員弁護士 大櫛和雄

散るときを知ってこそ花

年退職制度につき、年齢による差別とする国もあります。若年労働者の 減少から、生産労働者の減少を補うため に、高齢者の労働を我が国は必要として います。高齢者の雇用のためには、定年退 職制度を見直すべきと考えます。

仕事から退く時期は、当該本人が自由 に決められるのが原則と思います。

しかし、医者や弁護士のような専門家は、専門家としての能力を 欠くに至ったときは、本人の意思に反しても退職の勧奨をする制 度が必要と思います。

ところで、私自身は高齢者になり専門家としての能力にかげり が出てきておりますので、平成27年9月30日限りで新しい訴訟事 件の受任はやめることにしました。私が受任をしませんでも、あす なろ事務所には優秀な弁護士が揃っておりますので、今後は本事 務所の弁護士が、ご相談させて頂きます。

なお、私は当面は事務所に在籍し、来年には弁護士業務からの 引退を予定しています。

私をご信頼いただきました皆様には、深く感謝致します。 今後とも、あすなろ法律事務所を、宜しくお願い致します。

祝•還暦

弁護士 平林佳江子

本年6月9日、同ビル内に入居する公認会計士・税理士・司法書士・弁護士等々のネットワークであるTSB(トータル・サポート・ブレインズ)の12周年記念パーティーが開催されました。もっとも、「TSB12周年記念パーティー」は仮の姿。そのパーティーの真の姿は、弊事務所の代表社員・津田浩克の還暦記念サプライズパーティーでした。

弊事務所の他の代表社員弁護士を中心に、

津田弁護士の還暦祝いサプライズパーティーの計画が練られ、津田弁護士にゆかりのある総勢約47名の方々がパーティー会場にお集まりくださいました。

パーティー開始後、始めの20分ほどは、TSB12周年記念パーティーであることを装い、TSB結成12周年に関する祝辞等が述べられました。しかし、一連の(嘘の?)挨拶の後、みのり税理士法人の所長 税理士・辻正夫先生のご発声で、実は津田弁護士の還暦祝いサプライズパーティーとの種明かしがされました。(もっとも、実は、津田弁護士は事前に「何かおかしいな」と感じており、弊事務所事務員に対しても色々と質問をしていたそうですが、するりとかわされたとのことです。)



辻 正夫先生からお話がありましたが、還暦とは、60年で干支(十干十二支)が一回りして再び生まれた年の干支にかえることから、元の暦に戻るという意味があるのだそうです。元の



暦に戻る、すなわち「第二の人生の始まり」です。

パーティー ではご出席の 皆々様が祝辞を 述べてください ましたが、その



ほとんどに共通していたのは、「津田先生、まだまだ走り続けてください。」という言葉であったように思います。その言葉を象徴するかのように、弊事務所アソシエイト弁護士一同からは、還暦祝いのプレゼントとして、津田弁護士にランニングウェアを贈りました。私は、弁護士として働き始めて約半年、還暦までは後約30年、第一の人生のまっただ中を奔走中です。これから、第一の人生を土台に第二の人生を歩み始めた津田弁護士から、様々なことを吸収したいと思っております。

最後になりましたが、当サプライズパーティーにご協力・ご尽力いただいた皆様方に心より感謝申し上げます。



日本環境法律家連盟

今年の総会は、5月30日に徳島県上勝町で開催されました。新たに池田直樹弁護士がJELF理事長となり、二つの新規プロジェクトが発足しました。

一つは、NPOや社会的企業の「組織の健康診断プロジェクト」。

その目的は、①NPO等の資金調達の基盤整備支援、 ②JELFの事業拡大、③若手弁護士の育成にあり、 依頼を受けた団体の組織運営に対して、法的支援を 行うものです。 もう一つは、環境NGO·NPOに対する遺言寄付 支援プロジェクト。

これは、財政基盤を強化したい環境団体と協定を締結し、その組織の遺言寄付プロジェクトを共同で立ち上げようという試みです。

もちろん、今後も環境訴訟の積極的活用が、JEL Fの重要な活動の軸の一つであることに変わりはありません。今年も若手弁護士を中心に様々な事件(森林保護、斜面地開発等)に取り組んでいます。

尚、新規プロジェクトの詳細については、JELF 関西のホームページをご覧ください。

夏期休暇お知らせ



誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を 夏期休暇とさせていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承く ださいますようお願い申し上げます。 ◆大阪事務所:8月13日(木)~8月14日(金)

◆奄 美 支 所:8月26日(水)~8月28日(金)